

公立大学法人岐阜県立看護大学の第3期中期目標の策定の方向性について

(1) 目標の概要

<根拠法令等>

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条の規定により、設立団体の長（知事）が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するもの。

<中期目標期間>

中期目標期間は6年間（法第78条第1項）

現在の第2期中期目標（目標期間：平成28年度～平成33年度）が令和3年度末で期間満了となるため、見直しを行い、第3期中期目標（同：令和4年度～令和9年度）を策定する。

<中期目標において定める事項>（法第25条第2項、法第78条第2項）

1. 中期目標期間（6年間）
2. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
4. 財務内容の改善に関する事項
5. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
6. その他業務運営に関する重要事項

<策定手続き>

県評価委員会及び法人からの意見聴取の後、当該意見に配慮のうえ、県議会の議決を経て公表する。（法第25条第1項及び第3項、法第78条第3項）

(2) 今後のスケジュール

令和3年 7月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の提示
令和3年 8月	県評価委員会から中期目標（案）についての意見の聴取 パブリックコメントの実施 法人からの意見聴取
令和3年11月	県評価委員会に対して、中期目標（案）の最終報告
令和3年12月	県議会議決・法人へ指示

(3) 策定の方向性

近年、医療の高度化・専門化や疾病構造・人口構造の変化により、看護職者には高度な知識・技術、変化や多様なニーズに対応できる能力が求められている。また、県内においては看護系大学が増加し、県民への質の高い看護提供の可能性が高まる一方で、学生確保・教員確保等における大学間競争が激しさを増している。

こうした状況の中、岐阜県立看護大学が開学して以来、蓄積してきた教育研究活動、地域貢献活動の実績を踏まえ、一層堅実な教育・研究を推進するとともに、高い付加価値を生み出すことができるよう第3期中期目標においては以下の点を重点的に求める。

- ・人々の健康増進を目指す看護の質の向上に着実に貢献できる人材の育成
- ・看護学及び看護実践の改善、改革において、リーダーシップ能力を発揮できる高度看護人材の育成
- ・卒業者、修了者へのキャリア支援及び能力発揮支援の充実
- ・県内看護職者の生涯学習の中核機関としての役割推進による地域貢献の更なる充実
- ・国内外の大学との学術交流等による魅力ある教育研究環境づくり
- ・運営基盤である事務局の事務実施体制の強化

第3期中期目標における主な追加事項（案）

【第2 教育研究の質の向上に関する目標】

- 入学者選抜方法の改善
- 効果的な教育を実現するための学修環境の整備
- 学生のキャリア支援
- 修了者の高度専門職業人としての活動の推進支援
- 看護実践研究指導事業の強化
- 研究科の生涯学習中核機関としての役割の発揮
- 若手教員の能力開発
- 卒業者、修了者との協働体制の強化

【第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標】

- 内部統制システムによる業務運営の適正化の確保
- 職員の評価制度の効果的な活用
- 事務実施体制の充実、強化
- 業務見直しや事務処理改善による事務の効率化

【第4 財務内容の改善に関する目標】

- 自己収入の確保に向けた取組みの強化

【第6 その他業務運営に関する重要目標】

- 感染症対策などの安全・衛生対策

(4) 全体構成(案)

前文

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
- 2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
 - (1) 人材の育成
 - (2) 学生の確保
 - (3) 学生の支援
 - (4) 卒業後・修了後の支援
- 2 研究に関する目標
 - (1) 研究の方向性
 - (2) 研究の水準の向上と成果の公表
 - (3) 研究倫理の遵守
- 3 地域貢献に関する目標
 - (1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給
 - (2) 看護生涯学習支援体制の推進
 - (3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応
 - (4) 県看護政策への寄与
- 4 教育研究組織と実施体制に関する目標
 - (1) 適正な教育研究組織及び教員配置
 - (2) 教員の資質向上
 - (3) 国際的な学术交流の推進
 - (4) 外部諸機関との連携

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 業務運営体制の改善に関する目標
 - (1) 業務運営体制の確立
 - (2) 外部意見の反映
 - (3) 業務運営の適正化
- 2 人事の適正化に関する目標
 - (1) 人材の確保
 - (2) 人材の育成
- 3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標
 - (1) 実施体制の充実・強化
 - (2) 事務の効率化

第4 財務内容の改善に関する目標

- 1 財政基盤の強化に関する目標
 - (1) 長期財政計画に基づく経営
 - (2) 自己収入の確保
- 2 経費の抑制に関する目標
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 自己点検・評価に関する目標
- 2 情報公開と広報に関する目標

第6 その他業務運営に関する重要目標

- 1 施設・設備の整備、活用等に関する目標
- 2 危機管理に関する目標
 - (1) 健康管理と安全衛生対策
 - (2) 情報管理
- 3 人権・倫理に関する目標

(5) 策定の概要(案)

- | |
|----------------------------------|
| ※1 太字ゴシック下線の部分 は新たに追記する事項 |
| ※2 網掛け部分 は削除する事項 |

前文(略)

第1 中期目標期間 令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材の育成

- ・看護学部看護学科における基礎的能力を有する人材の育成
- ・大学院看護学研究科における専門性の高い看護職者の育成
- ・博士後期課程における看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる人材の育成

(2) 学生の確保

- ・大学のアドミッションポリシーに基づいた学生の確保
- ・**入学者選抜方法の改善**

(3) 学生の支援

ア 学修支援

- ・学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実
- ・**効果的で魅力ある教育を実現するための**学修環境の整備
- ・(削除) 大学院看護学研究科の学生の学修と就業の両立支援

イ 学生生活支援

- ・健康面、経済面、安全面に関する相談・指導體制の充実
- ・学生生活を快適で豊かなものにする大学施設・設備の整備

ウ 就職・**キャリア**支援

- ・進路や就職に関する相談・指導體制の充実
- ・各種資格取得のための支援など**学生の専門性の向上につながる支援の強化**

(4) 卒業後・修了後の支援

- ・卒業者が専門職としての質の向上を図るための支援
- ・**修了者が高度専門職業人として活動を推進するための支援**

2 研究に関する目標

(1) 研究の方向性

- ・教員の主体的・計画的な研究の実施

- ・県内の看護サービスの質を向上させるための研究の実施

- ・**看護実践研究指導事業の充実**

(2) 研究の水準の向上と成果の公表

- ・研究成果の適切な方法での公表による研究水準の向上

(3) 研究倫理の遵守

- ・研究における倫理基準順守の徹底

3 地域貢献に関する目標

(1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給

- ・卒業生、修了者の県内での就業と定着の促進
- ・卒業生の県内就職率60%の数値目標の設定

(2) 看護生涯学習支援体制の推進

- ・県内看護職者と大学との共同研究、看護実践研究指導事業の推進
- ・**大学院看護学研究科の看護職者の生涯学習支援の中核機関としての役割発揮**

(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応

- ・看護実践・看護職者に係る県内ニーズの把握と研究の実施

(4) 県看護政策への寄与

- ・大学の有する知的資源や人材を活用した県の看護政策への寄与

4 教育研究組織と実施体制に関する目標

(1) 適正な教育研究組織及び教員配置

- ・目標をより効率的・効果的に達成するための**大学・大学院教育の強化を意識した教育研究組織の構成及び教員の適正配置**

(2) 教員の**資質**向上

- ・**教員の資質向上に必要な体系的な研修の実施**
- ・**若手教員の能力開発の推進**

(3) 国際的な学術交流の推進

- ・海外看護系大学との学術交流の推進

(4) 外部諸機関との連携

- ・県内の外部諸機関との効果的な連携体制の**継続**
- ・**卒業生、修了者との協働体制の強化**

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 業務運営体制の改善に関する目標

(1) 業務運営体制の確立

- ・理事長のリーダーシップを円滑に発揮できる体制の強化
- ・単科大学にふさわしい業務運営体制の確立に向けた改善・改革

(2) 外部意見の反映

- ・役員、審議会委員への学外者の積極的登用
- ・看護現場に勤務する看護職の意見の大学運営への反映

(3) 業務運営の適正化

- ・(削除) 職員のコンプライアンスの徹底
- ・**内部統制システムの確実な機能**

2 人事の適正化に関する目標

(1) 人材の確保

- ・柔軟かつ多様な雇用形態の整備
- ・教員の教育研究環境の整備
- ・計画的な採用による、専門性の高い事務職員の確保

(2) 人材の育成

- ・**効果的な職員の評価制度の活用**
- ・職員の能力向上のための研修の推進

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標

(1) 実施体制の充実・強化

- ・**事務実施体制の充実・強化**

(2) 事務の効率化

- ・**業務の見直しや事務処理の改善による事務の効率化**

第4 財務内容の改善に関する目標

1 財政基盤の強化に関する目標

(1) 長期財政計画に基づく経営

- ・長期財政計画の策定及びそれに基づく、将来を見据えた戦略的な経営

(2) 自己収入の確保

- ・**外部研究資金などの自己収入の確保に向けた取組みの強化**

2 経費の抑制に関する目標

- ・職員のコスト意識の定着
- ・経費削減につながる予算の執行

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・安全かつ効率的・効果的な資金運用

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検・評価に関する目標

- ・業務の改善につながる自己点検・評価の推進

2 情報公開と広報に関する目標

- ・情報公開による大学の透明性の確保
- ・大学の認知度向上のための広報活動の充実

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標

- ・大学の施設・設備の常時点検の推進
- ・長期修繕計画に基づく計画的な維持管理

2 危機管理に関する目標

(1) 健康管理と安全衛生対策

- ・感染症対策など安全・衛生対策による、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の未然防止
- ・事故等が発生した場合に迅速に対応できる危機管理体制の改善

(2) 情報管理

- ・大学に関する情報の適切な管理

3 人権・倫理に関する目標

- ・学生及び職員の人権意識の向上